

No.NR19-GA005
2019年7月30日

会社名 EIZO株式会社
代表者名 代表取締役社長 実盛 祥隆
(コード番号 6737 東証第一部)
問合せ先 執行役員経理部長 恵比寿 正樹
電話番号 076 (275) 4121

消費税率変更に伴う対応のお知らせ

EIZO株式会社(本社:石川県白山市、代表取締役社長:実盛 祥隆)は、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」の施行により、2019年10月1日から消費税率が8%から10%に引き上げられることを受け、以下の通り対応させていただきますことのお知らせします。

-当社対応について-

1、製品及び設置工事等について

2019年10月1日以降に納品する製品及び完了する設置工事等に関しては、消費税率10%を適用し、請求させていただきます。

2、保守サービスについて

サービス対象期間が、2019年10月1日以降に係る部分については、消費税率10%を適用し、請求させていただきます。また、既に消費税率8%にてご請求済みの場合にも、新消費税率10%と旧税率(8%)の差額分を別途請求させていただきます。

本件に関するお問い合わせ先:
EIZO株式会社
経理部
TEL:076-274-2404